

平成28年1月29日

## 平成28年度の裁判官の集合研修について

司法研修所第一部教官室

### 【説明編】

第1	本書面の使い方と留意事項	1
第2	集合研修の全体像	2
1	職務導入研修等	2
2	基本分野系研究会	3
3	専門分野系研究会	3
4	基盤系研究会	4
5	特別研究会	4
6	簡裁判事の研修	4
第3	判事・判事補の各段階に応じて参加できる研修・研究会	5
1	未特例判事補	5
2	特例判事補	6
3	判事	7

### 【資料編】

資料1	判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修（種類別）	1～10
資料2	判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修（時系列）	1～2
資料3	平成28年度裁判官研修計画カレンダー	1

※ 末尾に、平成28年度裁判官研修のイメージ（図）を添付しています。

## 第1 本書面の使い方と留意事項

### 1 本書面の使い方

本書面は、説明編と資料編に分かれています。

説明編では、第2で集合研修の全体像について説明し、第3で判事・判事補の集合研修について、未特例判事補、特例判事補、判事の各段階ごとに参加できる研究会を整理して記載しています。第2では集合研修の位置づけが確認できます。第3では、裁判官各自に関係する箇所等を参照することにより、①必ず参加しなければならない研究会はあるか、②応募できる又は応募したい研究会は何かなどが確認できます。

資料編では、研修について、種類別及び時系列で整理した表を載せており（資料1、2），各研修の詳しい内容や、専門性の程度、応募型の研修かどうかなどが確認できます。また、カレンダー（資料3）は期日簿に挟むなどして、適宜参考してください。

### 2 留意事項

裁判官が、求められる資質・能力を習得し、その力量を向上させていくためには、日々の事件処理に対する真摯な取組の積み重ねと、各自が目標とする裁判官像を描きつつ、自らの資質・能力の向上を目指して、主体的・自律的に取り組む不断の自己研さんが必要です。司法研修所において実施する集合研修は、このような裁判官の自己研さんの支援を行うことを主たる目的としています。

そのような観点から、自己研さんの支援を目的とする研修に参加することが自らの能力等の向上につながることを意識して、応募型の研修について積極的に応募するようにしてください（もとより、応募に当たっては、担当職務の状況等も踏まえるようにしてください。なお、個々の研修に関して、4か月前をめどに高等裁判所を通じて参加者を募集しますので、応募に当たってはその際に配布する資料も参考にしてください。）。

## 第2 集合研修の全体像

①

集合研修の全体像を説明しています。

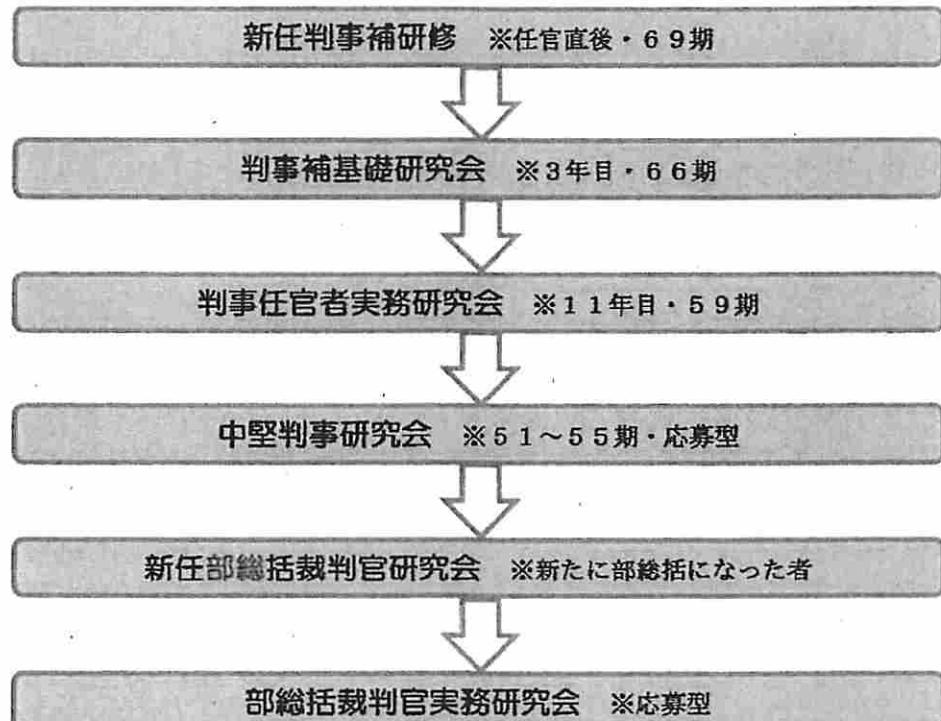
- ①職務導入研修等（新たな職務等に就いた際の研修）
- ②基本分野系研究会（基本的な裁判分野に関する研修）
- ③専門分野系研究会（専門的な分野に関する研修）
- ④基盤系研究会（一般的資質・能力を高めるための研修）

など

### 1 職務導入研修等

職務導入研修等は、任官時や新たな職務又はポストに就いた際の職務への導入を目的とする研修で、原則として、対象者の全員が参加することになります（中堅判事研究会、部総括裁判官実務研究会は応募型）。

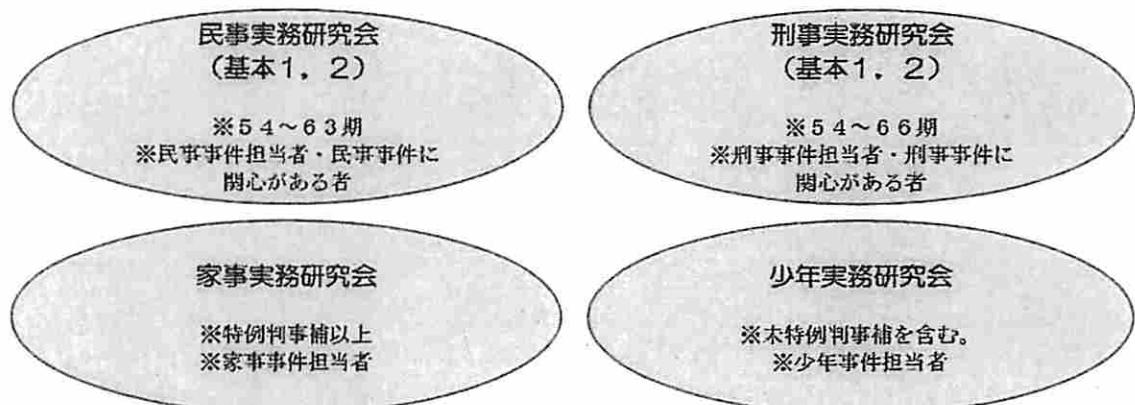
具体的には、経験年数に応じて、次の各研修があります。



※その他に、支部長研究会（初めて支部長になった者）、弁護士任官者実務研究会（任官直後）があります。

## 2 基本分野系研究会

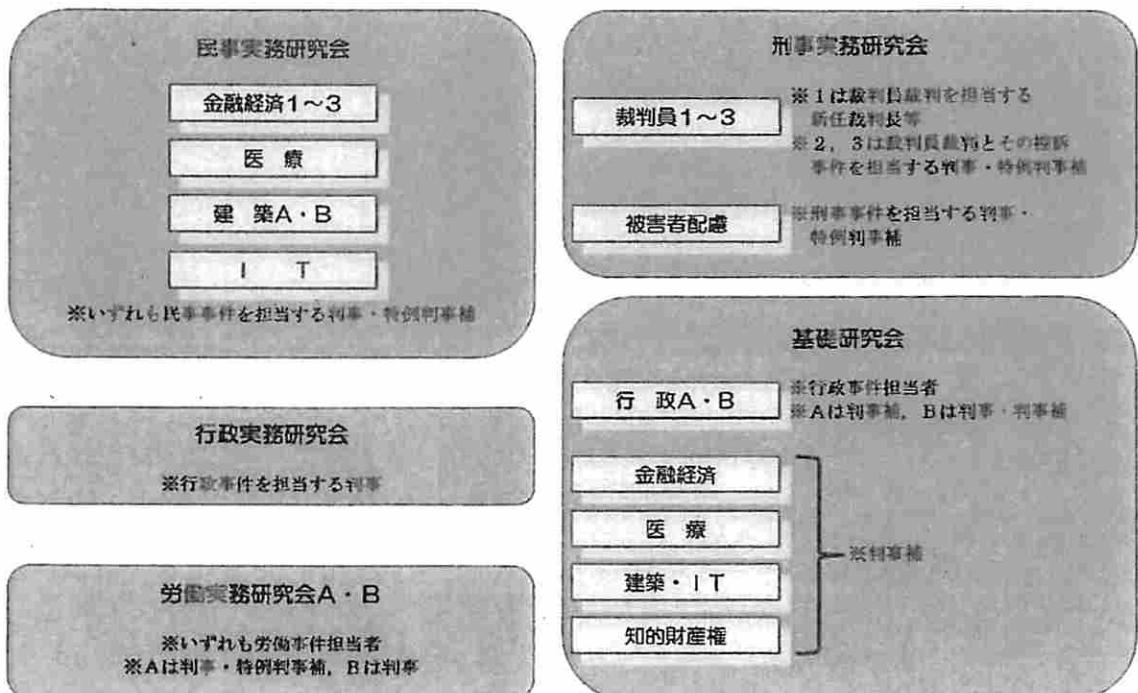
基本分野系研究会は、基本的な裁判分野に関する研修で、得意分野の形成、深化を支援するとともに、部等の組織運営への関与の在り方等についても意見交換等を行う応募型研修です。



## 3 専門分野系研究会

専門分野系研究会は、裁判所に持ち込まれる案件の複雑化、専門化を背景として、専門性の獲得、深化を支援するための研修で、原則として応募型の研修です（**刑事実務研究会（裁判員1）**は非応募型）。

基礎的な内容を扱う、いわば初心者向けの基礎研究会と、現に当該分野の事務を担当する者を対象とする実務研究会があります。※資料1では、専門性の程度を★印の数で表しているので、応募する際の目安にしてください。



#### 4 基盤系研究会

基盤系研究会は、法律分野そのものではなく、その背景となる社会、経済や隣接領域である自然科学等に関する知見を広め、あるいは思考を深めることを通じ、一般的資質・能力を高めるきっかけとするための応募型の研修です。

裁判基盤研究会1～3

※判事

知的基盤研究会1、2

※56～65期

#### 5 特別研究会

特別研究会は、時宜に応じたテーマを取り上げる研修で、法改正や喫緊の課題などへの対応を支援することを目的としています。テーマにより応募型と指名型の研修があります。

#### 6 簡裁判事の研修

簡易裁判所判事の研修には、任官時等の職務への導入のための新任簡裁判事導入研修・新任簡裁判事研修、簡裁判事基礎研究会（対象者全員が参加）や、一定年数以上の経験を有する者について、訴訟運営や個別テーマの理解の深化を支援する簡裁判事民事・刑事実務研究会、簡裁判事特別研究会（応募型）があります。

新任簡裁判事導入研修  
新任簡易裁判所判事研修

※任官直後及び任官6か月後

簡裁判事基礎研究会

※2年目

簡裁判事民事実務研究会  
簡裁判事刑事実務研究会

※平成23年8月以前任官者

簡裁判事特別研究会

※平成24年8月以前任官者

### 第3 判事・判事補の各段階に応じて参加できる研究会

○ 判事・判事補を対象とする研究会について、未特例判事補、特例判事補、判事の各段階に応じて参加することができる研究会を整理しています（括弧（【 】）内の数字は、資料1における番号を示しています。）。

#### 1 未特例判事補

参加が予定されているか、又は応募が可能な研究会等は次のとおりです。

##### 職務導入研修等 (新たな職務等に就いた際の研修)

新任判事補研修【1】（※69期・対象者全員が参加）

判事補基礎研究会【2】（※66期・対象者全員が参加）

##### 基本分野系研究会 (基本的な裁判分野に関する研修)

少年実務研究会【14】（※少年事件担当者）

刑事実務研究会（基本1、2）【11、12】（※66期以上）

##### 専門分野系研究会 (専門的な分野に関する研修)

###### ○基礎研究会

行政基礎研究会A、B【29、30】（※行政事件担当者）

金融経済基礎研究会【31】

医療基礎研究会【32】

建築・IT基礎研究会【33】（※なお、建築基礎のみ、IT基礎のみの参加も可能）

知的財産権基礎研究会【34】

##### 基盤系研究会 (一般的資質・能力を高めるための研修)

知的基盤研究会1、2【38、39】（※65期以上）

## 2 特例判事補

参加が予定されているか、又は応募が可能な研究会等は次のとおりです（なお、その他に特別研究会があります。）。

### 職務導入研修等 (新たな職務等に就いた際の研修)

支部長研究会【7】（※初めて支部長とされた者・対象者全員が参加）

### 基本分野系研究会 (基本的な裁判分野に関する研修)

民事実務研究会（基本1、2）【9、10】（※6期以上）

刑事実務研究会（基本1、2）【11、12】

家事実務研究会【13】（※家事事件担当者）

少年実務研究会【14】（※少年事件担当者）

※当教官室では、判事補の間に、民事又は刑事の実務研究会（基本）のいずれかの研究会には必ず参加し、家事又は少年の実務研究会にも積極的に参加することが望ましいと考えています。

### 専門分野系研究会 (専門的な分野に関する研修)

#### ○基礎研究会

行政基礎研究会A、B【29、30】（※行政事件担当者）

金融経済基礎研究会【31】

医療基礎研究会【32】

建築・IT基礎研究会【33】（※なお、建築基礎のみ、IT基礎のみの参加も可能）

知的財産権基礎研究会【34】

#### ○実務研究会

民事実務研究会（金融経済1～3）【15～17】（※民事事件担当者）

民事実務研究会（医療）【18】（※民事事件担当者）

民事実務研究会（建築A、B）【19、20】（※民事事件担当者）

民事実務研究会（IT）【21】（※民事事件担当者）

刑事実務研究会（裁判員2, 3）【23, 24】（※裁判員裁判担当者）  
刑事実務研究会（被害者配慮）【25】（※刑事事件担当者）  
労働実務研究会A【27】（※労働事件担当者）

**基盤系研究会** (一般的資質・能力を高めるための研修)

知的基盤研究会1, 2【38, 39】

**3 判事**

参加が予定されているか、又は応募が可能な研究会等は次のとおりです（なお、その他に特別研究会があります。）。

**職務導入研修等** (新たな職務等に就いた際の研修)

判事任官者実務研究会【3】（※59期・対象者全員が参加）

中堅判事研究会【4】（※51期～55期・応募型）

新任部総括裁判官研究会【5】（※初めて部総括判事に指名された者・対象者全員が参加）

部総括裁判官実務研究会【6】（※応募型）

支部長研究会【7】（※初めて支部長とされた者・対象者全員が参加）

**基本分野系研究会** (基本的な裁判分野に関する研修)

民事実務研究会（基本1, 2）【9, 10】（※54期まで）

刑事実務研究会（基本1, 2）【11, 12】（※54期まで）

家事実務研究会【13】（※家事事件担当者）

少年実務研究会【14】（※少年事件担当者）

※基本分野系研究会に判事補の間に参加する機会がなかった判事は、早期に参加することが望まれます。

**専門分野系研究会** (専門的な分野に関する研修)

○基礎研究会

行政基礎研究会B【30】（※行政事件担当者）

○実務研究会

民事実務研究会（金融経済1～3）【15～17】（※民事事件担当者）

民事実務研究会（医療）【18】（※民事事件担当者）

民事実務研究会（建築A、B）【19、20】（※民事事件担当者）

民事実務研究会（IT）【21】（※民事事件担当者）

刑事実務研究会（裁判員1～3）【22～24】（※裁判員裁判担当者）

刑事実務研究会（被害者配慮）【25】（※刑事事件担当者）

行政実務研究会【26】（※行政事件担当者）

労働実務研究会A、B【27、28】（※労働事件担当者）

基盤系研究会

（一般的資質・能力を高めるための研修）

知的基盤研究会1、2【38、39】（※56期まで）

裁判基盤研究会1～3【35～37】

(資料1)  
判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修(種類別)

第1 判事・判事補の集合研修

番号	種類	応募型◆	名称	実施時期	期間	定員等	対象者等	概要
1			新任判事補研修	29. 1.17(火) ～ 1.23(月)	5日	未定	平成28年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者 (69期司法修習終了者)	新任判事補が、円滑なスタートを切ることができるように、担当事務に関する基本的知識を提供するとともに、裁判所及び実務への円滑な導入を狙いとするカリキュラムや自己研さんの動機付けを行うこと、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する。
2	職務	◆	判事補基礎研究会	28. 6. 6(月) ～ 6.10(金)	5日	未定	平成25年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者 (66期司法修習終了者)	新任判事補研修のフォローアップとして行う職務導入研修で、任官3年目以降の判事補が担当する職務の導入として、基本的な執務能力の向上を図ることを狙いとするカリキュラムや、各自の成長目標を考えること、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する。
3	導入	◆	判事任官者実務研究会	29. 2.14(火) ～ 2.17(金)	4日	未定	平成18年10月に司法修習を終えた判事 (59期司法修習終了者)	判事任官者に対する職務導入研修として、中堅裁判官としての自覚を持って日々の職務を行なうべき立場にあることを認識するよう促し、第一審の裁判長に向けて、今後の成長を支援することを目的とし、組織運営的な側面を始めとする裁判所の組織的課題を考え、裁判官としての成長への動機付けを行うことを狙いとするカリキュラム等を実施する。
4	研究	◆	中堅判事研究会	28. 9. 27(火) ～ 9.29(木)	3日	30	高裁、地裁又は家裁の判事	これからの中堅裁判官として、先輩裁判官との意見交換等を通じ、組織運営的な側面を始めとする裁判所の課題を考え、組織の中でリーダーシップを発揮し、後進の裁判官や裁判所職員の成長を支援していく方策等について研究するカリキュラム等を実施する。
5	修等	◆	新任部総括裁判官研究会	28. 6. 21(火) ～ 6. 24(金)	4日	未定	初めて地裁又は家裁の部総括裁判官に指名された者	初めて地家裁の部総括裁判官に指名された者に対する職務導入研修として、部のマネジメント、陪席裁判官の成長支援、職員の指導育成等部総括の役割に関する認識を深めることを目的とし、部総括裁判官として裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する。
6		◆	部総括裁判官実務研究会	28. 11. 24(木) ～11. 25(金)	2～3日	20～30	地裁又は家裁の部総括裁判官のうち、4年を超える期間、部総括裁判官を経験している者	地家裁の部総括裁判官の組織運営能力の向上を目的として、裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する。

(資料1)  
判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修(種類別)

番号	種類 ◆	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	定員等	対象者等	概要
7	職務導入研修等		支部長研究会	28. 5. 23(月) ～ 5. 25(水)	3日	未定	初めて地裁又は家裁の支部長とされた者（部総括裁判官研究会に参加経験のある者を除く。）	初めて地家裁の支部長とされた者に対する職務導入研修として、支部の人事管理、事件管理、本庁支部間の連携その他支部の組織運営に関する基本的な理解を深めることを目的とし、支部長として組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する。（本庁支部の連携に関する共同研究について、裁判所職員総合研修所と合同実施を予定）
8			弁護士任官者実務研究会	28. 4. 6(水)	1日	未定	新たに弁護士から任官又は任官予定の判事又は判事補	弁護士任官の裁判官を対象として、裁判所及び実務への円滑な導入を目的とするもので、裁判官としての服務や裁判事務処理に関する説明、組織運営的な側面を意識すること等を狙いとする等のカリキュラムを実施する。
9	基本	◆	民事実務研究会 (基本1)	28. 5. 18(水) ～ 5. 20(金)	3日	50	54期から63期までの判事又は判事補で、次のいずれかのもの ア 地裁で民事事件を担当する者 イ 民事裁判に関心がある者	訴訟運営の方法、事実認定、書記官との連携、部等の組織運営への関与の在り方等について共同研究等を行う予定（一部カリキュラムについて、裁判所職員総合研修所と合同研究を実施予定）
10	分野	◆	民事実務研究会 (基本2)	28. 10. 19(水) ～10. 20(木)	2日	40	54期から63期までの判事又は判事補で、次のいずれかのもの ア 地裁で民事事件を担当する者 イ 民事裁判に関心がある者	訴訟運営の方法、事実認定、書記官との連携、部等の組織運営への関与の在り方等について共同研究等を行う予定
11	系統研究会	◆	刑事実務研究会 (基本1)	28. 11. 8(火) ～11. 10(木)	3日	50	54期から66期までの判事又は判事補で、次のいずれかのもの ア 地裁で刑事事件を担当する者 イ 刑事裁判に関心がある者	裁判員裁判を中心とする刑事裁判のありよう、単独事件の審理や判決の在り方、裁判員裁判を始めとする合議事件への関わり方、刑事事件における書記官との協働、部等の組織運営への関与の在り方、自己研さんの在り方等について共同研究等を行う予定（一部カリキュラムについて、裁判所職員総合研修所と合同研究を実施予定）
12		◆	刑事実務研究会 (基本2)	29. 2. 21(火) ～ 2. 22(水)	2日	30	54期から66期までの判事又は判事補で、次のいずれかのもの ア 地裁で刑事事件を担当する者 イ 刑事裁判に関心がある者	裁判員裁判を中心とする刑事裁判のありよう、単独事件の審理や判決等の在り方、裁判員裁判を始めとする合議事件への関わり方、部の運営への関与の在り方、自己研さんの在り方等について共同研究等を行う予定

(資料1)  
判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修(種類別)

番号	種類	応募型◆	名称	実施時期	期間	定員等	対象者等	概要
13	基本分野系研究会	◆	家事実務研究会	28. 11. 30(水)～12. 2(金)	3日	50	家裁で家事事件を担当する判事又は特例判事補	家事事件手続法の施行以降における家事審判、家事調停等の運用を巡る諸問題について、共同研究等を行うとともに、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定（一部カリキュラムについて、裁判所職員総合研修所と合同研究を実施予定）
14	専門分野系研究会	◆	少年実務研究会	28. 9. 14(水)～9. 16(金)	3日	50	家裁で少年事件を担当する判事又は判事補（未特例判事補を含む。）	少年審判における書記官や家裁調査官との協働、少年法運用上の諸問題、家裁裁判官の在り方等について、共同研究等を行うとともに、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定（一部カリキュラムについて、裁判所職員総合研修所と合同研究を実施予定）
15	専門分野系研究会	◆	民事実務研究会（金融経済1）	28. 10. 5(水)～10. 6(木)	2日	30	高裁又は地裁で民事事件を担当する判事又は特例判事補	「ファイナンスと企業価値」をテーマとして、研究者・専門実務家等を講師として招き、株式やストックオプション評価の理論と実務、企業価値をめぐる紛争等の題材を取り上げて講演、意見交換等を行う予定。 来年度以降は、「信託」、「資金決済」等をテーマとする講演と意見交換等を行う予定。 【専門性★★】
16	専門分野系研究会	◆	民事実務研究会（金融経済2）	28. 11. 17(木)～11. 18(金)	2日	40	高裁又は地裁で民事事件を担当する判事又は特例判事補	本年度は、企業の法務担当者等を講師として招き、商慣習・取引慣行が企業取引に与える影響等の題材を取り上げて講演と意見交換等を行う予定。 来年度以降も、「企業をめぐる諸問題」をテーマとして、企業の法務担当者等を講師として招き、企業取引や企業組織運営に関する問題を取り扱う予定。 【専門性★】
17	専門分野系研究会	◆	民事実務研究会（金融経済3）	29. 2. 9(木)～2. 10(金)	2日	30	高裁又は地裁で民事事件を担当する判事又は特例判事補	「金融と市場」をテーマとして、ファイナンスに関する問題を取り扱う。本年度は、研究者・専門実務家等を講師として招き、市場規制、金融商品、与信・受信取引、社債等の題材を取り上げて講演と意見交換等を行う予定。 来年度以降は、証券化・流動化、仕組み金融、保険等の題材を取り上げて講演と意見交換等を行う予定。 【専門性★★】

※応募する上で目安となる専門性の程度は次のとおり

★=標準的な法的知識を前提とする研究会

★★=専門性が高い研究会（ただし、必ずしも難度が高いという趣旨ではなく、関心があれば積極的に応募してもらいたいもの）

(資料1)  
判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修(種類別)

番号	種類	応募型◆	名称	実施時期	期間	定員等	対象者等	概要
18	専門	◆	民事実務研究会 (医療)	28. 9. 26(月) ～ 9. 27(火)	2日	30	高裁又は地裁で民事事件を担当する 判事又は特例判事補	医事関係訴訟事件の審理運営について、「争点整理手続」や 「専門的知見の獲得」等をテーマとする共同研究を行うほか、 医療の専門的知見や実態・背景事情等に関する情報提供とし て、「脳神経外科（例えば、脳血管障害等）」等をテーマとする 講演と意見交換等を行う予定。 なお、来年度以降も、「争点整理手続」や「専門的知見の獲 得」等をテーマとする共同研究を行うほか、「循環器系の疾患 (例えば、心不全等)」等をテーマに講演と意見交換を行う予 定。 【専門性★】
19	分野系研究会	◆	民事実務研究会 (建築A)	28. 10. 31(月) ～11. 1(火)	2日	40	高裁又は地裁で民事事件を担当する 判事又は特例判事補（引き続き建築 Bに参加することができる。）	「建築生産プロセスに関する諸問題」をテーマとする。比較的 経験の浅い者を対象に、木造、鉄骨造、RC造の建物建築の実 際を理解するとともに、建築訴訟に特有の実体法上の問題を研 究することを目的とする。建築Bと共に実施する専門講演では、 「地盤の支持力と基礎の設計」を取り上げる予定。 平成29年度以降の建築Bと共に専門講演では、建築基準法 の考え方、雨漏りと結露などを取り上げる予定。 【専門性★】
20	研究会	◆	民事実務研究会 (建築B)	28. 11. 1(火) ～11. 2(水)	2日	30	高裁又は地裁で民事事件を担当する 判事又は特例判事補（建築Aに引 き続いて参加することができる。）	建築Aと同様、「建築生産プロセスに関する諸問題」をテーマ とする。主として建築関係訴訟を担当する者を対象に、建築訴 訟に特有の実体法上の問題及び審理運営のあり方について、より 進んだ研究をすることを目的とする。専門講演として、「建 築工事の中途終了と出来高の算定」を取り上げる予定。 平成29年度以降の専門講演では、修補費用の積算、構造設計 の考え方などを取り上げる予定。共通カリキュラムについては 建築Aと同じ。 【専門性★★】

※応募する上で目安となる専門性的程度は次のとおり

★=標準的な法的知識を前提とする研究会

★★=専門性が高い研究会（ただし、必ずしも難度が高いという趣旨ではなく、関心があれば積極的に応募してもらいたいもの）

(資料1)  
判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修(種類別)

番号	種類	応募型◆	名称	実施時期	期間	定員等	対象者等	概要
21	専門分野系研究会	◆	民事実務研究会 (IT)	28. 7.12(火) ～7.13(水)	2日	30	高裁又は地裁で民事事件を担当する 判事又は特例判事補	ソフトウェア開発を巡る紛争の実態・背景についての基礎的な理解を得ることを目的とする。一般的・基本的な開発手法についての理解を深めるとともに、具体的なIT紛争を取り上げたケース研究を行い、その後に共同研究(実態、背景、審理運営)を実施する予定。本年度の専門講演では、開発手法の基本型であるウォーターフォール型と比較されることが多い反復型開発手法(アジャイル型など)の問題を取り上げる予定。平成29年度以降の専門講演では、パッケージ・カスタマイズ型プロジェクト、プロジェクト・マネジメントなどを取り上げる予定。 【専門性★★】
22			刑事実務研究会 (裁判員1)	28. 4.14(木) ～4.15(金)	2日	30	地裁で新たに裁判長として裁判員裁判を担当する判事又はこれに準じる者	裁判員裁判の現状と課題、裁判員裁判にふさわしい公判準備・審理・評議・判決の在り方や部等の組織運営の在り方等について共同研究等を行う。
23		◆	刑事実務研究会 (裁判員2)	28. 7.12(火) ～7.13(水)	2日	40	高裁又は地裁で裁判員裁判(及びその控訴事件)を担当する判事又は特例判事補	裁判員裁判にふさわしい公判準備・審理・評議・判決の在り方や部等の組織運営の在り方について共同研究等を行う。
24		◆	刑事実務研究会 (裁判員3)	28. 11.16(水) ～11.18(金)	3日	40	高裁又は地裁で裁判員裁判(及びその控訴事件)を担当する判事又は特例判事補	刑事実務研究会(裁判員2)と同じ
25		◆	刑事実務研究会 (被害者配慮)	29. 2. 6(月) ～2. 7(火)	2日	30	高裁又は地裁で刑事案件を担当する 判事又は特例判事補	「犯罪被害者への配慮の在り方」をテーマに、審理運営上の諸問題等について講演や共同研究等を行う予定

※応募する上で目安となる専門性の程度は次のとおり

★=標準的な法的知識を前提とする研究会

★★=専門性が高い研究会(ただし、必ずしも難度が高いという趣旨ではなく、関心があれば積極的に応募してもらいたいもの)

(資料1)  
判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修(種類別)

番号	種類	応募型◆	名称	実施時期	期間	定員等	対象者等	概要
26	専門分野 系研究会	◆	行政実務研究会	28. 10. 6(木) ～10. 7(金)	2日	20	高裁又は地裁で行政事件を担当する 判事	複雑困難化しつつある行政事件の実務上の問題点について、高 度に専門的な観点に立って共同研究等を行う予定 【専門性★★】
27		◆	労働実務研究会A	28. 12. 6(火) ～12. 8(木)	3日	30	高裁又は地裁で労働事件を担当する 判事又は特例判事補	標準的な労働事件一般に関する諸問題について、共同研究等を行 う予定 【専門性★】
28		◆	労働実務研究会B	28. 12. 8(木) ～12. 9(金)	2日	20	高裁又は地裁で労働事件を担当する 判事（労働Aに引き続いで参加する ことができる。）	労働事件をめぐる専門的・先端的な問題点について、共同研究等を行 う予定 【専門性★★】
29		◆	行政基礎研究会A	28. 10. 4(火) ～10. 6(木)	3日	40	地裁で行政事件を担当する判事補 (未特例判事補を含む。)	左陪席裁判官として行政事件を担当する際に必要となる行政法 の基礎的知識についての講演や、実務上の留意点等について共 同研究等を行う予定 【専門性★】
30		◆	行政基礎研究会B	29. 1. 25(水) ～ 1. 26(木)	2日	40	高裁又は地裁で行政事件を担当する 判事又は判事補（未特例判事補を含 む。）	行政事件について一定の経験を積んだ裁判官を対象として、行 政事件を担当する際に必要となる行政法規の解釈及びそのため の法令や判例の分析能力の涵養を目的に、講演や実務上の留意 点等についての共同研究を行う予定 【専門性★】
31		◆	金融経済基礎研究会	29. 3. 7(火) ～ 3. 9(木)	3日	40	地裁又は家裁の判事補（未特例判事 補を含む。）	税務・会計、金融経済等に関する基礎的な知識についての講演 や、セミナー等を行う予定 【専門性★】
32		◆	医療基礎研究会	29. 2. 21(火) ～ 2. 23(木)	3日	55	地裁又は家裁の判事補（未特例判事 補を含む。）	医療に関する基礎的知識についての講演や、医療関係訴訟を扱 う弁護士等との意見交換、医療機関における実地研修等を行 う予定 【専門性★】

※応募する上で目安となる専門性の程度は次のとおり

★=標準的な法的知識を前提とする研究会

★★=専門性が高い研究会（ただし、必ずしも難度が高いという趣旨ではなく、関心があれば積極的に応募してもらいたいもの）

(資料1)  
判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修(種類別)

番号	種類	応募型◆	名称	実施時期	期間	定員等	対象者等	概要
33	専門分野系研究会	◆	建築・IT基礎研究会	29. 3. 13(月) ～ 3. 16(木)	3～4日	30	地裁又は家裁の判事補（未特例判事補を含む。） (建築基礎のみ、IT基礎のみの参加も可能)	建築に関する基礎的な知識についての講演や、建築の実態を知るための現地研修等を行うとともに、インターネットをめぐる基礎的な知識についての講演を行う予定 【専門性★】
34	研究会	◆	知的財産権基礎研究会	29. 3. 7(火) ～ 3. 9(木)	3日	15	地裁又は家裁の判事補（未特例判事補を含む。）	知的財産権に関する基礎的知識についての講演や、東京地裁知財部における実地研修等を行う予定 【専門性★】
35	基盤系研究会	◆	裁判基盤研究会 1	28. 7. 5(火) ～ 7. 7(木)	2～3日	30	高裁、地裁又は家裁の判事	法律分野そのものではなく、その背景となる社会、経済や隣接領域である自然科学等に関する知見を広めることを通じ、一般的資質・能力を高めるきっかけとするための研究会。 社会、経済の動きや科学的発見等の動向も踏まえながら、重要と認められるテーマを選び、講演と意見交換等を行う予定である。 平成28年度の第1回は、「現代社会と統計」をテーマに取り上げる予定。 平成29年度以降は、「情報と社会」、「消費活動と企業」、「国際社会と日本」、「価値の多様化と社会」、「科学技術の発展と社会」、「コミュニケーションと社会」、「高齢化と社会」等をテーマとする予定。
36	研究会	◆	裁判基盤研究会 2	28. 10. 25(火) ～ 10. 27(木)	2～3日	30	高裁、地裁又は家裁の判事	趣旨や来年度以降のテーマは裁判基盤研究会1に同じ。 第2回は、「人工知能と社会」をテーマに取り上げる予定。
37		◆	裁判基盤研究会 3	29. 2. 28(火) ～ 3. 2(木)	2～3日	30	高裁、地裁又は家裁の判事	趣旨や来年度以降のテーマは裁判基盤研究会1に同じ。 第3回は、「社会におけるダイバーシティ」をテーマに取り上げる予定。

※応募する上で目安となる専門性の程度は次のとおり

★=標準的な法的知識を前提とする研究会

★★=専門性が高い研究会（ただし、必ずしも難度が高いという趣旨ではなく、関心があれば積極的に応募してもらいたいもの）

(資料1)  
判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修(種類別)

番号	種類	応募型◆	名称	実施時期	期間	定員等	対象者等	概要
38	基盤系研究会	◆	知的基盤研究会1	28. 7. 5(火) ～7. 7(木)	2～3日	30	5 6期から6 5期までの高裁、地裁又は家裁の判事又は判事補	参加者において、ものごとをより深く考えることの重要性を認識してもらうことを通じて、裁判に必要となる一般的資質・能力を高めるきっかけとするための研究会。 平成27年度は、コミュニケーションや、教養・古典に学ぶ意義を実感してもらうための体験型のカリキュラム、法哲学・正義やデモクラシーをテーマとしたワークショップ等を実施した。 平成28年度も、参加者の自己研さんの動機付けとなるようなカリキュラムを用意したい。
39		◆	知的基盤研究会2	28. 10. 25(火) ～10. 27(木)	2～3日	30	5 6期から6 5期までの高裁、地裁又は家裁の判事又は判事補	知的基盤研究会1と同じ
40		◆	特別研究会1 (民事事件処理の充実)	28. 6. 28(火) ～6. 29(木)	2日	30	地裁で民事事件を担当する部総括判事(平成28年度の新任部総括裁判官研究会の参加予定者を除く。)	合議や部内コミュニケーションの充実等民事事件処理の充実に向けた部の機能の活性化に関する方策について共同研究等を行う予定
41	特別研究会	◆	特別研究会2 (人事訴訟係事件の運用をめぐる諸問題)	28. 9. 6(火) ～9. 7(水)	2日	50	家裁で人事訴訟事件を担当する判事又は特例判事補	人事訴訟事件の運用をめぐる諸問題について共同研究等を行う予定
42	研究会		特別研究会3 (後見関係事件の運用をめぐる諸問題)	28. 10. 12(水) ～10. 13(木)	2日	50	家裁で後見関係事件を担当する判事又は特例判事補	後見関係事件の運用をめぐる諸問題について共同研究等を行う予定(裁判所職員総合研修所と合同研究を実施予定)
43	研究会		特別研究会4 (民事事件における合議の在り方)	28. 11. 10(木) ～11. 11(金)	2日	48	地裁で民事事件を担当する判事又は判事補(未特例判事補を含む。)	民事事件を担当している部総括クラス、右陪席クラス、左陪席クラスを対象に、具体的な事例等に基づいて、合議の在り方に關する研究や意見交換等を行う予定
44		◆	特別研究会5 (情報セキュリティ)	28. 12. 13(火) ～12. 14(水)	2日	30	高裁、地裁又は家裁の判事又は判事補(未特例判事補を含む。)	情報セキュリティに関する諸情勢を踏まえ、情報セキュリティ対策の必要性についての理解を深め、今後の情報セキュリティの確保、向上の在り方等を研究する予定

(資料1)  
判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修(種類別)

番号	種類	応募型◆	名称	実施時期	期間	定員等	対象者等	概要
45	特別研究会	◆	特別研究会6 (刑事控訴審の在り方)	28. 12. 13(火) ～12. 14(水)	2日	20	高裁で刑事事件を担当する判事	刑事控訴審の審理・判決の在り方や刑の一部執行猶予の控訴審における取扱い等について、共同研究等を行う予定
46	研究会	◆	特別研究会7 (争点整理の在り方)	29. 2. 6(月) ～ 2. 7(火)	2日	30	高裁又は地裁で民事事件を担当する 判事又は特例判事補	民事単独事件を担当している裁判官を対象に、具体的な事例に基づいて、争点整理手続の在り方について研究や意見交換等を行いう予定
47		◆	特別研究会8 (インターネット関連事件)	29. 3. 15(水) ～ 3. 16(木)	2日	30	高裁又は地裁で民事事件を担当する 判事又は特例判事補	インターネットに関連する様々な事件が係属している状況を踏まえ、インターネットの仕組み等の理解を深めるとともに、法的な論点等について共同研究等を行う予定
48	その他		法律実務教育研究会1	28. 9. 12(月) ～ 9. 13(火)	2日	未定	法科大学院に派遣される判事又は判事補	新たに法科大学院に派遣される判事又は判事補等に対し、必要な情報を提供し、共同研究等を行うもの
49			法律実務教育研究会2	29. 2. 20(月) ～ 2. 21(火)	2日	未定	法科大学院に派遣される判事又は判事補	法律実務教育研究会1と同じ

(資料1)  
判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修(種類別)

第2 簡易裁判所判事の集合研修

番号	応募型◆	名称	実施時期	期間	人員	対象者等	概要
50		新任簡易裁判所判事導入研修	28. 8. 29(月) ～ 9. 2(金)	5日	未定	平成28年度に新たに簡裁判事に任命された者 (司法修習終了者を除く。)	新たに簡易裁判所判事に任命された者に対する職務導入研修であり、簡裁における裁判事務への円滑な導入等を目的とする。
51		新任簡易裁判所判事研修	29. 1. 23(月) ～ 2. 24(金)	33日	未定	平成28年度に新たに簡裁判事に任命された者 (司法修習終了者を除く。)	新任簡易裁判所判事導入研修の後、配属先の地裁、簡裁における実務研修を踏まえ、簡易裁判所判事としての基本的な実務知識、技量の獲得を目的とする。
52		簡易裁判所判事基礎研究会	28. 6. 14(火) ～ 6. 17(金)	4日	26	平成26年度新任簡易裁判所判事研修の終了者	任命から2年目の簡易裁判所判事を対象とし、基本的な裁判実務の知識、技量の向上を目的とする。
53	◆	簡易裁判所判事民事実務研究会	28. 5. 11(木) ～ 5. 12(木)	2日	40	平成23年8月以前に任命された簡裁判事 (司法修習終了者を除く。) (引き続き簡裁刑事実務研究会に参加することができる。)	主として民事分野の事件処理に関する諸問題についての研究を行うとともに、簡裁判事としての在り方を再確認する機会とする。
54	◆	簡易裁判所判事刑事実務研究会	28. 5. 12(木) ～ 5. 13(金)	2日	20	平成23年8月以前に任命された簡裁判事 (司法修習終了者を除く。) (簡裁民事実務研究会に引き続いて参加することができる。)	主として刑事分野の事件処理に関する諸問題についての研究を行うとともに、簡裁判事としての在り方を再確認する機会とする。
55	◆	簡易裁判所判事特別研究会	28. 10. 18(火) ～ 10. 20(木)	2～3日	50	平成24年8月以前に任命された簡裁判事 (司法修習終了者を除く。)	民事交通事件をテーマとして取り上げ、簡裁の審理に相応しい訴訟運営や判決の在り方等に関する共同研究や講演と意見交換等を行う予定

(資料2) 判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修（時系列）

順序	資料1の番号	応募型◆	研究会名	実施時期	備考
1	8		弁護士任官者実務研究会	H28.4.6(水)	
2	22		刑事実務研究会（裁判員1）	H28.4.14(木)～H28.4.15(金)	
3	53	◆	簡裁判事民事実務研究会	H28.5.11(水)～H28.5.12(木)	一部4と合同
4	54	◆	簡裁判事刑事実務研究会	H28.5.12(木)～H28.5.13(金)	一部3と合同
5	9	◆	民事実務研究会（基本1）	H28.5.18(水)～H28.5.20(金)	
6	7		支部長研究会	H28.5.23(月)～H28.5.25(水)	
7	2		判事補基礎研究会	H28.6.6(月)～H28.6.10(金)	
8	52		簡裁判事基礎研究会	H28.6.14(火)～H28.6.17(金)	
9	5		新任部総括裁判官研究会	H28.6.21(火)～H28.6.24(金)	
10	40	◆	特別研究会1（民事事件処理の充実）	H28.6.28(火)～H28.6.29(水)	
11	35	◆	裁判基盤研究会1	H28.7.5(火)～H28.7.7(木)	
12	38	◆	知的基盤研究会1	H28.7.5(火)～H28.7.7(木)	
13	21	◆	民事実務研究会（IT）	H28.7.12(火)～H28.7.13(木)	
14	23	◆	刑事実務研究会（裁判員2）	H28.7.12(火)～H28.7.13(木)	
15	50		新任簡裁判事導入研修	H28.8.29(月)～H28.9.2(金)	
16	41	◆	特別研究会2（人事訴訟事件の運用をめぐる諸問題）	H28.9.6(火)～H28.9.7(水)	
17	48		法律実務教育研究会1	H28.9.12(月)～H28.9.13(火)	
18	12	◆	少年実務研究会	H28.9.14(水)～H28.9.16(金)	
19	18	◆	民事実務研究会（医療）	H28.9.26(月)～H28.9.27(火)	
20	4	◆	中堅判事研究会	H28.9.27(火)～H28.9.29(木)	
21	29	◆	行政基礎研究会△	H28.10.4(火)～H28.10.5(木)	一部22と合同
22	26	◆	行政実務研究会	H28.10.6(木)～H28.10.7(金)	一部21と合同
23	15	◆	民事実務研究会（金融経済1）	H28.10.5(水)～H28.10.6(木)	
24	42		特別研究会3（後見関係事件の運用をめぐる諸問題）	H28.10.12(水)～H28.10.13(木)	
25	55	◆	簡裁判事特別研究会	H28.10.18(火)～H28.10.20(木)	
26	10	◆	民事実務研究会（基本2）	H28.10.19(水)～H28.10.20(木)	
27	36	◆	裁判基盤研究会2	H28.10.25(火)～H28.10.27(木)	
28	39	◆	知的基盤研究会2	H28.10.25(火)～H28.10.27(木)	
29	19	◆	民事実務研究会（建築A）	H28.10.31(月)～H28.11.1(火)	一部30と合同
30	20	◆	民事実務研究会（建築B）	H28.11.1(火)～H28.11.2(水)	一部29と合同
31	11	◆	刑事実務研究会（基本1）	H28.11.8(火)～H28.11.10(木)	

(資料2) 判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修（時系列）

順序	資料1の番号	応募型 ◆	研究会名	実施時期	備考
32	43		特別研究会4（民事事件における合議の在り方）	H28.11.10(木)～H28.11.11(金)	
33	24	◆	刑事実務研究会（裁判員3）	H28.11.16(水)～H28.11.18(金)	
34	16	◆	民事実務研究会（金融経済2）	H28.11.17(木)～H28.11.18(金)	
35	6	◆	部総括裁判官実務研究会	H28.11.24(木)～H28.11.25(金)	
36	13	◆	家事実務研究会	H28.11.30(水)～H28.12.2(金)	
37	27	◆	労働実務研究会A	H28.12.6(火)～H28.12.8(木)	一部38と合同
38	28	◆	労働実務研究会B	H28.12.8(木)～H28.12.9(金)	一部37と合同
39	44	◆	特別研究会5（情報セキュリティ）	H28.12.13(火)～H28.12.14(水)	
40	45	◆	特別研究会6（刑事控訴審の在り方）	H28.12.13(火)～H28.12.14(水)	
41	1		新任判事補研修	H29.1.17(火)～H29.1.23(月)	
42	51		新任簡裁判事研修	H29.1.23(月)～H29.2.24(金)	
43	30	◆	行政基礎研究会B	H29.1.25(水)～H29.1.26(木)	
44	25	◆	刑事実務研究会（被害者配慮）	H29.2.6(月)～H29.2.7(火)	
45	46	◆	特別研究会7（争点整理の在り方）	H29.2.6(月)～H29.2.7(火)	
46	17	◆	民事実務研究会（金融経済3）	H29.2.8(木)～H29.2.10(金)	
47	3		判事任官者実務研究会	H29.2.14(火)～H29.2.17(金)	
48	49		法律実務教育研究会2	H29.2.20(月)～H29.2.21(火)	
49	12	◆	刑事実務研究会（基本2）	H29.2.21(火)～H29.2.22(水)	
50	32	◆	医療基礎研究会	H29.2.21(火)～H29.2.23(木)	
51	37	◆	裁判基盤研究会3	H29.2.28(火)～H29.3.2(木)	
52	31	◆	金融経済基礎研究会	H29.3.7(火)～H29.3.9(木)	
53	34	◆	知的財産権基礎研究会	H29.3.7(火)～H29.3.9(木)	
54	33	◆	建築・IT基礎研究会	H29.3.13(月)～H29.3.16(木)	
55	47	◆	特別研究会8（インターネット関連事件）	H29.3.15(水)～H29.3.16(木)	

(資料3) 平成28年度裁判官研修計画カレンダー

平成 28 年	4月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
		金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土
		判事任官 (裁判員1)
		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火
		簡裁民莫 (基本1) 簡裁刑莫 (基本1)
		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
		水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木
		新草稿基礎 66期 簡裁基礎 新任筋結活 特研1 (民事充実)
		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日
		裁判基盤1 知的基盤1 (裁判員2)
	7月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火
		民 実 夏季実務 刑 実 (裁判員2)
	8月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水
		新任簡裁判事
	9月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
		木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金
		-導入 特研2 (人斬) 法実研1 少年実務 社研 中堅判事 民 実 (医療) 報道
	10月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月
		行政基礎A/業務 (金融経済1) 民 実 特研3 (後見) (基本2) 民 実 簡裁特別 裁判基盤2 知的基盤2 民 実
	11月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水
		業 (建築AB) (基本1) 刑 実 (合議の在り方) 特研4 (金融経済2) 民 実 ①知財短期／②民間短期(東京地区) 部統括 業務 新任 審査実務
	12月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月
		つづき 労働実務A/B 特研5 (情報セキュリティ) 特研6 (刑事控訴)
	1月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火
		69期 新任判事補 つづき 行政基礎B 新任簡裁判事
	2月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28
		水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火
		冬季実務 (被害者配慮) (金融経済3) 特研7 (争点整理) 判事任官 59期 法実研2 刑 実 (基本2) 医療基礎 1/23~2/24
	3月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金
		刑基盤3 金融経済基礎 知財基礎 特研8 (インターネット)

※ 知財長期 : H28. 9下旬～H29. 1下旬

: 職務導入研修    : 基本分野系研究会    : 専門分野系研究会    : 基盤系研究会    : 特別研究会    : その他  
: 簡裁判事研修    : 派遣型研修    : 「総研」は、一部カリキュラムについて総研との合同実施を検討予定

## 平成28年度裁判官研修のイメージ

集合研修					派遣型研修
判事・判事補の集合研修				簡裁判事の集合研修	
職務導入研修等	基本分野系研究会	専門分野系研究会	基盤系研究会		
新たな職務等に就いた際の研修	基本的な裁判分野に関する研修	専門的な分野に関する研修	一般的資質・能力を高めるための研修	職務知識の修得等のための研修	判事
新任判事補研修(任官直後)	民事実務研究会(基本・2回)	民事実務研究会	裁判基盤研究会(3回)	新任簡裁判事導入研修(任官直後)	報道機関研修(2週間程度)
判事補基礎研究会(3年目)	刑事実務研究会(基本・2回)	金融経済(3回) 医療 建築A・B I.T	知的基盤研究会(2回)	新任簡裁判事研修(半年目)	民間企業短期研修(2週間程度)
判事任官者実務研究会(約11年目)	家事実務研究会	刑事実務研究会 裁判員(3回) 被害者配慮		簡裁判事基礎研究会(2年目)	判事補
中堅判事研究会	少年実務研究会	行政実務研究会	個別テーマごとの研修	民間企業長期研修(原則1年間)	
新任部総括裁判官研究会		労働実務研究会A・B	簡裁判事民事実務研究会	日本銀行研修(1年間)	
部総括裁判官実務研究会		基礎研究会 行政A・B 金融経済 医療 建築・I.T 知的財産権	簡裁判事刑事実務研究会	判事又は判事補	
支部長研究会		特別研究会 (時宜に応じたテーマを取り上げる研修)	簡裁判事特別研究会	知的財産権専門研修(長期)	
弁護士任官者実務研究会(任官直後)				知的財産権専門研修(短期)	

※ 司法研究を予定

※ 法律実務教育研究会(2回)を予定